

■議案第28号 四万十町介護保険条例の一部を改正する条例について

【要旨】

介護保険料（普通徴収）に係る第1期納期開始を7月15日から7月1日に変更することにより、納付期間の延長など納付環境の改善を図ることを目的に、介護保険条例の一部を改正します。

【主な条例改正内容】

1. 改正の概要

介護保険料（普通徴収）の第1期納期開始を月初め以降とします。

○7月15日から → 7月1日から

2. 改正の詳細

介護保険料（普通徴収）、の第1期納期開始を月初め以降とします。

区分	納期
期別	介護保険料（普通徴収）
第1期	(前) 7月15日 から 7月31日 (後) " 1日 " "
第2期	8月1日 から 8月31日
第3期	9月1日 から 9月30日
第4期	10月1日 から 10月31日
第5期	11月1日 から 11月30日
第6期	12月1日 から 12月25日
第7期	1月1日 から 1月31日
第8期	2月1日 から 2月28日

(理由)

介護保険料の普通徴収に係る第1期納期開始が7月15日と設定されているため、以下の問題が発生していますが、納期開始を1日以降に設定することで改善されます。

問題点	改善
第1期の納期限が2週間ほどしかない。	納付書の発送を早く行うことができるため、納付期間を長く設定できる。
コンビニ納付により24時間納付が可能となった。15日以前は納付できないよう配達日の調整が必要(休日が重なる場合)。	納期開始以降に納付書発送すれば、郵送された日から納付が可能(郵便局や休日の調整が不要)

施行日 平成28年4月1日